

# 道路境界証明願の申請手続きの流れ

## ○概要

平成12年度以前に区画整理事業が完了した区域において、道路境界についての証明が必要な場合（分筆・地積更正等）、当時の図面を基に改めて実測を行っていただき、整合性（辺長・幅員等）が取れていることを確認してから証明書を交付しています。

証明書交付までの期間は、道路課担当者との線形の打ち合わせが済み必要書類を提出していただいてから、通常10日程いただいています。お急ぎの際は早めの申請をお願いいたします。

※本申請による証明書については一度限りの交付になります。同じ土地で再度証明書が必要となる際も申請が必要になりますのでご注意ください。

## ○証明書交付までの流れ

